

## 認知症高齢者と列車事故（JR東海事件）

〔最判平成28年3月1日民集70巻3号681頁〕

### 丸 山 愛 博

#### 【事実の概要】

(1) A（大正5年生まれ、事故当時91歳）と被告Y1（大正11年生まれ、事故当時85歳）は、昭和20年に婚姻し、以後同居していた。両者の間には4人の子（Y2～Y5）がいるが、このうち、長男である被告Y2及びその妻であるBは、昭和57年にAの自宅（以下「A宅」という。）から横浜市に転居し、他の子らもいずれも独立している。

(2) 平成12年12月頃、被告ら及びY2の妹であるY5は、Aが認知症にり患したと考えるようになった。

被告ら、B及びY5は、平成14年3月頃、今後のAの介護をどうするかを話し合い、Y1は既に80歳であって1人でAの介護をすることが困難になっているとの共通認識に基づき、介護の実務に精通しているY5の意見を踏まえ、Bが単身で横浜市からA宅の近隣に転居し、Y1によるAの介護を補助することを決めた。その後、Bは、A宅に毎日通ってAの介護をするようになり、A宅に宿泊することもあった。Y2は、横浜市に居住して東京都内で勤務していたが、上記の話し合いの後には1箇月に1、2回程度A宅のあるa市で過ごすようになり、本件事故の直前の時期には1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねるとともに、BからAの状況について頻繁に報告を受けていた。

(3) Aは、平成14年8月頃の入院を機に認知症の悪化をうかがわせる症状を示すようになった。E医師は、平成15年3月、Aが平成14年10月にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断した。また、Aは、同月頃以降、

a市内の福祉施設に通うようになり、本件事故当時は週6回通っていた。

Bは、Aに外出しないように説得しても聞き入れられないため、説得するのをやめて、Aの外出に付き添うようになった。

E医師は、平成16年2月、Aの認知症については、場所及び人物に関する見当識障害や記憶障害が認められ、おおむね中等度から重度に進んでいる旨診断した。

(4) Aは、平成17年8月3日早朝、1人で外出して行方不明になった。

(5) Y1は、平成18年1月頃までに、左右下肢に麻痺拘縮があり、要介護1の認定を受けた。

(6) Aは、平成18年12月26日深夜、1人で外出してタクシーに乗車し、認知症に気付いた運転手によりコンビニエンス・ストアで降ろされ、その店長の通報により警察に保護された。

(7) Bは、家族が気付かないうちにAが外出した場合に備えて、警察にあらかじめ連絡先等を伝えておくとともに、Aの氏名やBの携帯電話の電話番号等を記載した布をAの上着等に縫い付けた。

また、Y2は、自宅玄関付近にセンサー付きチャイムを設置した。被告ら及びBは、Aが外出できないように門扉に施錠するなどしたこともあったが、Aがいらだって門扉を激しく揺するなどして危険であったため、施錠は中止した。他方、事務所出入口については、夜間は施錠されシャッターが下ろされていたが、日中は開放されており、以前から事務所出入口にセンサー付きチャイムが取り付けられていたものの、本件事故当日までその電源は切られたままであっ

た。

(8) Aは、平成19年2月、要介護4の認定を受けた。そこで、被告ら、B及びY5は、同月、今後のAの介護をどうするかを話し合い、Aを特別養護老人ホームに入所させることも検討したが、Y5が「特別養護老人ホームに入所させるとAの混乱は更に悪化する。Aは家族の見守りがあれば自宅で過ごす能力を十分に保持している。特別養護老人ホームは入居希望者が非常に多いため入居までに少なくとも2、3年はかかる。」旨の意見を述べたこともあって、Aを引き続きA宅で介護することに決めた。

(9) 本件事故当時、Aの生活に必要な日常の買物は専らY1とBが行い、また、預金管理等のAの財産管理全般は専らY1が行っていた。

(10) Aは、本件事故日である平成19年12月7日の午後4時30分頃、福祉施設の送迎車で帰宅し、その後、事務所部分の椅子に腰掛け、B及びY1と一緒に過ごしていた。その後、Bが自宅玄関先でAが排尿した段ボール箱を片付けていたため、AとY1が事務所部分に2人きりになっていたところ、Bが事務所部分に戻った午後5時頃までの間に、Y1がまどろんで目を閉じている際に、Aは、事務所部分から1人で外出した。Aは、b駅から列車に乗り、b駅の北隣の駅であるc駅で降り、排尿のためホーム先端のフェンス扉を開けてホーム下に下りた。そして、同日午後5時47分頃、Aは列車と衝突して死亡した。

(11) Aは、本件事故当時、認知症が進行しており、責任を弁識する能力がなかった。

X(JR東海)は、Y1～Y5に対し、本件事故により振替輸送などの損害を被ったとして、民法709条又は民法714条に基づき損害賠償として約720万円の支払いを求めた。

第一審(名古屋地判平成25年8月9日判時2202号68頁)は、Y1はAの徘徊を防止する義務を怠ったとして不法行為責任を負うとし、Y2は法定の監督義務者と同視し得るAの

事実上の監督義務者であるところ、監督義務を怠ったとして民法714条の責任を負うとしてY1及びY2に対する請求を認容し、Y3～Y5に対する請求を棄却した。Y1及びY2が控訴。

原審(名古屋高判平成26年4月24日判時2223号25頁)は、精神保健福祉法の保護者制度の趣旨並びに夫婦の協力及び扶助の義務(民法752条)から、Y1は法定の監督義務者に該当し、監督義務の懈怠があったとしてY1の民法714条の責任を肯定した。Y2については、法定の監督義務者に当たらず、民法709条の責任も負わないとした。もっとも、損害の公平な分担の精神に基づき、損害額を5割減額した。X及びY1の双方が上告受理申立。

#### 【判旨】

一部上告棄却、一部破棄自判。

「(1)ア 民法714条1項の規定は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきものとしているところ、このうち精神上の障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成11年法律第65号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律22条1項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年法律第149号による改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成11年法律第65号により廃止された(なお、保護者制度そのものが平成25年法律第47号により廃止された。)。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、上記平成11年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うに当たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改め

られた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできない。そうすると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということができない。

イ 民法752条は、夫婦の同居、協力及び扶助の義務について規定しているが、これらは夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、しかも、同居の義務についてはその性質上履行を強制することができないものであり、協力の義務についてはそれ自体抽象的なものである。また、扶助の義務はこれを相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解したとしても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると、同条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということではできず、他に夫婦の一方が相手方の法定の監督義務者であるとする実定法上の根拠は見当たらない。

したがって、精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできないというべきである。

ウ Y1はAの妻であるが（本件事故当時Aの保護者でもあった（平成25年法律第47号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条参照）。）、以上説示したところによれば、Y1がAを「監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできないというべきである。

また、Y2はAの長男であるが、Aを「監督する法定の義務を負う者」に当たるとする法令上の根拠はないというべきである。

(2)ア もっとも、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準すべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである（最高裁昭和56年（オ）第1154号同58年2月24日第一小法廷判決・裁判集民事138号217頁参照）。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準すべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。

イ これを本件についてみると、Aは、平成12年頃に認知症のり患をうかがわせる症状を示し、平成14年にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断され、平成16年頃には見当識障害や記憶障害の症状を示し、平成19

年2月には要介護状態区分のうち要介護4の認定を受けた者である（なお、本件事故に至るまでにAが1人で外出して数時間行方不明になったことがあるが、それは平成17年及び同18年に各1回の合計2回だけであった。）。Y1は、長年Aと同居していた妻であり、Y2、B及びY5の了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていたというのである。そうすると、Y1は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったといえることはできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、Y1は、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるといえることはできない。

ウ また、Y2は、Aの長男であり、Aの介護に関する話合いに加わり、妻BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながらY1によるAの介護を補助していたものの、Y2自身は、横浜市に居住して東京都内で勤務していたもので、本件事故まで20年以上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないというのである。そうすると、Y2は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったといえることはできず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、Y2も、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるといえることはできない。

「…そして、以上説示したところによれば、原告のY1に対する民法714条に基づく損害賠償請求は理由がなく、同法709条に基づく損害賠償請求も理由がない…」。

なお、木内道祥裁判官の補足意見、岡部喜代子裁判官・大谷剛彦裁判官の意見がある。

## Ⅰ 本判決の意義

本件は、高齢で認知症にり患していたAが線路内に立ち入って列車にはねられて死亡し、大企業であるJR東海が、介護を行っていた加害者家族に対して損害賠償を求めたものである。発生した損害が財産的損害のみであったこと、資力のある大企業が介護を行っていた家族を訴えるという世間の同情を集めやすいケースであったこと（もっとも、第一審及び原審によれば、Aには不動産以外に額面で5000万円以上の金融資産があった）、第一審及び原審が加害者家族の責任を認めたこと、さらには、わが国の認知症高齢者の数は、2012（平成24）年で462万人と推計されており、2025（平成37）年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれる身近な病気である認知症にAがり患していたことから<sup>1</sup>、本判決は世間の注目を大いに集めた<sup>2</sup>。

本判決は、自傷他害防止監督義務廃止後の保護者、成年後見人及び精神障害者と同居する配偶者は、いずれも民法714条1項の法定の監督義務者に当たらないことを明らかにした初めての最高裁判決である。また、本判決は、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には法定の監督義務者に準ずべき者として民法714条1項が類推適用されることを明らかにするとともに、法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かを判断する際に考慮すべき要素を示したことに意義があり、法定の監督義務者に準ずべき者に、精神障害者の近親者以外も該当する余地を残していることに特徴がある。

そこで、以下では、まず、精神障害者をめぐる法律の変遷を紹介する（Ⅱ）。次に、本判決の判例法上の位置づけを明らかにし（Ⅲ）、法定の監督義務者該当性及び法定の監督義務者に準ずべき者の判断基準に関する従来の下級審裁判例（Ⅳ）及び従来 of 学説（Ⅴ）の状況を確認する。その上で、判旨について検討し（Ⅵ）、

最後に判旨の射程について考えたい（Ⅶ）。

## Ⅱ 精神障害者をめぐる法律の変遷

ここでは、精神障害者の法定の監督義務者を検討するに必要と思われる範囲で、精神障害者めぐる法律の改正の趣旨及び内容を確認したい<sup>3</sup>。

### ①1900〔明治33〕年 精神病者監護法の制定

精神障害者監護法は、精神障害者の監督・保護に関するわが国で最初の法律であり、治安維持、社会防衛的な性質を有するものであった。後見人、配偶者、親権を行う父母、戸主、4親等内の親族中より親族会の選任した者を監護義務者とし、監護義務者は、精神病者を病院ないし私宅に監置することができた。

### ②1950〔昭和25〕年 精神衛生法の制定

精神衛生法は、精神障害者の医療および保護の方法を改善するとともに精神障害者の発生を予防するための施策を講ずることを目的とし、保護義務者制度、自傷他害のおそれのある精神障害者に対する強制入院としての「措置入院制度」及び保護義務者の同意に基づく強制入院としての「同意入院」制度の各制度を創設し、並びに私宅監置制度を廃止した。同法の制定により精神病者監護法は廃止された。

保護義務者の人的範囲は、後見人、配偶者、親権者、扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者であり、精神病者監護法の監護者義務者を基本的に受け継いでいる<sup>4</sup>。もっとも、保護義務者制度の目的は精神障害者を保護することに置かれ、精神障害者に治療を受けさせる義務、「精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督する」

（自傷他害防止監督義務）及び精神障害者の財産上の利益を保護する義務などが保護義務者に課されることとなった。

### ④1988〔昭和63〕年 精神衛生法改正、精神保健法に改称

昭和63年改正は、精神病院から社会復帰施設へとの流れを形成することと患者の人権の保護の強化という2つの理念に基づいて行われたが、保護義務者に関する規定については、精神衛生法の規定が引き継がれている<sup>5</sup>。

### ⑤1993〔平成5〕年 精神保健法改正

名称が保護義務者から保護者に改められたが、その義務内容に実質的な変更はなかった。

### ⑥1995〔平成7〕年 精神保健法改正、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）に改称

精神障害者の社会復帰の一層の充実を図るために改正が行われたが、保護者制度は維持された。

### ⑦1999〔平成11〕年 精神保健福祉法改正

保護者に課せられていた自傷他害防止監督義務が廃止された。その理由は、「自傷他害防止監督義務については、保護者としては、病状が悪化した場合に医療を受けさせることしかできず、実質上は医療を受けさせる義務と同一である。この条項を維持することによりかえって保護者に過度の負担をかけるおそれがあるため廃止するべきである」と説明されている<sup>6</sup>。

### ⑧2013〔平成25〕年 精神保健福祉法改正

地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築を改革の方向性として掲げる「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に基づいて改正が行われ<sup>7</sup>、保護者制度が廃止された。これに伴い、医療保護入院においては、保護者の同意要件を外し、家族等のうちいずれ

かの者の同意を要件とすることに改められた。なお、保護者制度廃止の理由としては、主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっていることが挙げられている<sup>8</sup>。

### III 本判決の判例法上の位置づけ

保護（義務）者、成年後見人又は精神障害者と同居する配偶者が民法714条の法定の監督義務者に該当するか否かが争点となった最高裁判決はなく、本判決がこの点について判断した初めての最高裁判決である。

法定の監督義務者に準ずべき者については、本判決が引用する最判昭和58年2月24日判時1076号58頁がある。この事案は、心神喪失の状態にあったA（37歳）が路上で被害者に突然襲いかかり暴行を加えたことを理由に、Aの両親であるY1及びY2が法定の監督義務者に準ずべき者に該当するかが争われたものであり、Y1は76歳で全盲、Y2は65歳で日雇労働者であったというものである。最高裁は、Aは常軌を逸した行動を取り、付近住民に不安感を与えるようになってはいたが、本件事件が発生するまでAが他人に暴行を加えたことはなかったことから、その行動にさし迫った危険があったわけではなく、両親はAが成人した後においてはAを監督していたことは未だかつてなかったが、食事のこと等でAから乱暴されたりして、本件事件の発生前に警察や保健所にAの処置について相談に行ったりしたもので、両親が「精神衛生法上の保護義務者になるべくしてこれを避けて選任を免れたものともいえない」として、両親に対し民法714条の法定の監督義務者又はこれに準ずべき者として同条所定の責任を問うことはできないとした。

以上のように、昭和58年判決は、精神障害者と同居していた両親が法定の監督義務者に準

ずべき者として民法714条の責任を負う場合があることを明らかにしたが、法定の監督義務者に準ずべき者の判断基準や判断要素を示すことなく、事案に即して結論を導いていた。したがって、本判決は、58年判決が認めた法定の監督義務者に準ずべき者について、その判断基準及び考慮要素を示したということになる。

### IV 従来の下級審裁判例の動向

#### 1 法定の監督義務者該当性

##### 1) 保護（義務）者

ここでは、平成11年の保護（義務）者の自傷他害防止監督義務廃止の前と後に分けて、保護（義務）者の法定の監督義務者該当性に関する下級審裁判例を確認する。結論を先取りすれば、自傷他害防止監督義務の廃止の前後を通じて、監督義務が保護（義務）者の相当な負担となることを認めつつも、保護（義務）者の法定の監督義務者該当性を肯定するのが下級審の趨勢といえよう。

##### a. 自傷他害防止監督義務廃止前

下級審裁判例は、平成11年の自傷他害防止監督義務廃止以前は、精神衛生法、精神保健法及び精神保健福祉法にそれぞれ定められていた自傷他害防止監督義務を根拠として、保護（義務）者は民法714条1項の法定の監督義務者にあたるとしていた。例えば、仙台地判平成10年11月30日判時1674号106頁・判タ998号211頁は<sup>9</sup>、精神障害者の監督義務者には大きな精神的な負担がかかることなどから監督義務の範囲には内在的な制約があり、かつ、監督義務について社会的限界があることを認めつつも、精神保健法22条及び保護義務者に医療保護入院の同意権（同法33条）など自傷他害を防止するための実質的手段が与えられているとして、保護義務者は民法714条1項の法定監督義務者に該当するとしている。

## b. 自傷他害防止監督義務廃止後

従来の下級審裁判例に現れた事案は、精神障害者の生活の面倒をみる親の責任を問うものがほとんどである。後見人及び配偶者は当然に保護（義務）者となるが、扶養義務者については家庭裁判所の選任手続きが必要であり、精神障害者の親であっても保護（義務）者となっていない場合が多い。それゆえに、保護（義務）者の法定の監督義務者該当性が争われることがそもそも少なく、自傷他害防止監督義務廃止後において、保護者が民法714条1項の監督義務者に該当するとしたものは、管見の及ぶ限りでは見当たらない<sup>10</sup>。ただし、自傷他害防止監督義務廃止後も保護者が法定の監督義務者に該当することを前提とするかのようなもの（長崎地裁佐世保支判平成18年3月29日判タ1241号133頁<sup>11</sup>、名古屋のある地判平成23年2月8日判時2109号93頁<sup>12</sup>）のある一方で、直接の争点ではないにもかかわらず、保護者が法定の監督義務者に該当するかについては慎重に留保するものもある（名古屋地裁岡崎支判平成27年4月8日判時2270号87頁<sup>13</sup>）。

## 2) 後見人

平成11年の民法改正前は後見人に療養看護義務が課されていたこと及び後見人は第一順位で保護（義務）者となり、平成11年の精神保健福祉法改正以前は、保護者に自傷他害防止監督義務が課されていたことから、後見人が民法714条1項の法定の監督義務者に該当することは従来の下級審において当然の前提となっていたと思われる。

平成11年の民法改正後は、精神障害者に後見人が付されていることがそもそも少ないこともあり、後見人が民法714条1項の法定の監督義務者に該当するかが直接に問題となったものは見当たらない。もっとも、本判決の第一審及び原審は、後見人に就任していれば法定の監督義務者に該当することを前提としているかのよ

うにも読める。

なお、大谷裁判官は、平成11年の民法改正の際に、民法714条1項の責任主体に関する規定に変更は加えられなかったことから、後見人はなお法定の監督義務者にあたるとする。

## 3) 配偶者

民法752条の夫婦の協力扶助義務を根拠に、精神障害者の配偶者が民法714条1項の法定の監督義務者にあたるとする見解は、本件原審判決が最初ではないと思われる。その後、新聞報道によれば<sup>14</sup>、認知症に患っていたAが自宅に火を付けことにより延焼の被害を被った隣人が、Aの妻の民法714条の責任を追及した事案において、大阪地判平成27年5月12日公刊物未登載は民法752条を根拠に妻が法定の監督義務者に当たるとしたようである。もっとも、双方向が控訴し、大阪高裁は「妻には重過失は認められない」として和解勧告をし、隣人が請求を放棄するとの和解が成立したとのことである<sup>15</sup>。

## 2 法定の監督義務者に準ずべき者<sup>16</sup>

精神障害者の加害行為についての監督義務者責任に関する戦後はじめての公判判決である①高知地判昭和47年10月13日下民23巻9～12号551頁は、いかなる者が「法定の義務者と同一視すべき地位」にあるのかに触れることなく、精神障害者と同居してこの者を扶養していた父親が「法定の義務者と同一視すべき地位」にあるとした<sup>17</sup>。その後、②福岡地判昭和57年3月12日判時1061号85頁は、選任手続きが履践されれば保護義務者として当然選任されるであろう事実上の監督者が責任無能力者の代理監督者として責任を負うとしてのその基準を明らかにした<sup>18</sup>。前掲最判昭和58年2月24日も、法定の監督義務者に準ずべき者の基準を示してはいないが、そこでもさし迫った他害の危険がなかったこと及び「保護義務者になるべ

くしてこれを避けて選任を免れたものともいえない」ことを考慮していた。さらに、③東京地判昭和61年9月10日判時1242号63頁も、精神病にり患していることを知りながら放置した場合又は他害のさし迫った危険があることをきわめて容易に認識しえた場合には、法定の監督義務者に準ずべき者に該当するとしていた。すなわち、当初、下級審は、誠実に手続を履践した者との公平を意識して、保護義務者に選任されるための手続を怠ったといえるか否かを問題としていたといえよう。

平成11年の自傷他害防止監督義務廃止以降は、下級審は、他害のさし迫った危険があるなど保護監督をする具体的な必要性があったか否かを中心的な基準とし、これをのみを基準とするものと（④前掲名古屋地判平成23年2月8日）、これに加えて民法714条がゲルマン法流の家長の絶対責任に淵源ををすることを意識して、家族の統率者であるか否かをも基準とするものに分かれている（⑤前掲長崎地裁佐世保支判平成18年3月29日<sup>19</sup>、⑤の控訴審である⑥福岡高判平成18年10月19日判タ1241号131頁及び⑦前掲名古屋地裁岡崎支判平成27年4月8日）。

なお、①、②、⑤及び⑥が責任肯定例であり、③、④及び⑦が責任否定例である。また、①から⑦のいずれのケースにおいても、責任を問われたのは精神障害者の父又は両親という近親者であり、⑤及び⑥以外は、精神障害者と同居をしていた事案であった。

## V 従来の学説状況

### 1 法定の監督義務者該当性

#### 1) 保護（義務）者

精神病患者監護法制定後、当時の学説は、民法714条1項の法定の監督義務者として監護義務者を挙げるようになり、精神衛生法が制定されると、保護義務者の規定が置かれたこと及び自傷他害防止監督義務が規定されたことにより、

保護義務者が民法714条1項の法定の監督義務者であるとの学説が形成された<sup>20</sup>。

もともと、平成11年の自傷他害防止監督義務廃止以前においても、次の理由から、保護義務者は民法714条1項の法定の監督義務者に当たらないとの見解も主張されていた。すなわち、保護義務者には他害を有効に防止すべき権限がなく、同意入院の際の同意権者を決定するために保護義務者制度は現実には機能しているに過ぎない<sup>21</sup>、保護義務者制度は障害者に十分な医療を受ける権利を保障し、障害者の保護を目的とするものであること、市町村長も保護義務者になるが、直接的監督をなし得ないことから、これらの者を法定の監督義務者となし得ない以上、親族保護者についても同様の処理をすべきであるなどである<sup>22</sup>。

平成11年の自傷他害防止監督義務廃止以後は、もはや保護者は法定の監督義務者ではないとの見解もみられるようになり<sup>23</sup>、近時は、保護者であることのみを根拠に法定監督義務者とすべきではない立場<sup>24</sup>が多数を占める<sup>25</sup>。

#### 2) 後見人

後見人については、平成11年の民法改正までは、療養看護義務（民法旧858条）を理由に民法714条1項の法定の監督義務者に該当するとされ<sup>26</sup>、平成11年に身上配慮義務（民法858条）に改められた後でも、同義務を根拠に法定の監督義務者に依然として該当するとされている<sup>27</sup>。しかし、近時は、成年後見制度のいわゆる社会化を考えれば、成年後見人が法定の監督義務者とされることには疑問があるとの見解が有力になっている<sup>28</sup>。

#### 3) 配偶者

民法752条の夫婦の協力扶助義務を根拠に、精神障害者の配偶者が民法714条1項の法定の監督義務者にあたるとする学説は、本件原審判決以前には見られなかった。この点につき、



協力扶助義務から第三者に対する責任を導くことには無理があるとして反対するものが有力である<sup>29</sup>。しかし、親権者についても子の保護に関する義務のみが定められていることから、夫婦間の協力扶助義務に第三者に対する加害行為を防止する義務も含まれ得り、配偶者等の民法714条責任を否定することは責任能力者制度の正当性の基盤を失わせることになるとして賛成する学説もある<sup>30</sup>。

## 2 法定の監督義務者に準ずべき者

精神障害者の生活の面倒をみている者が法定の監督義務者に準ずべき者として責任を問われる場合があることは、学説の一致するところである。しかし、法定の監督義務者に準ずべき者の判断基準については、次に示すように明確な基準を提示する学説もあるが、この基準が広く受け入れているとはいえない状況である。

当初、学説は、法定の監督義務者にも代理監督者にも当たらないが、例えば、一家の家長（世帯主）<sup>31</sup>や孤児を引き取って事実上世話をしている者のような事実上の監督者が責任を負うべきかを問題とし、たまたま後見人選任の手続きを怠っていたために責任を免れることになってはおかしい等の理由から、事実上の監督者が社会的に監督義務を負うと考えられる場合には、民法714条2項を適用すべきとしていた<sup>32</sup>。その後、法定の監督義務者に準ずる取扱いをすべき者はいかなる者が問われ、その際に、成人した精神障害者に対する近親者が問題となり、精神障害者の近親者は一種の被害者であることを考えると慎重に検討されなければならないが、事実上監督しており、現に監督可能な条件下にあった場合には、監督義務を肯定することができるとの基準が示されていた<sup>33</sup>。

その後、保護義務者の法定の監督義務者該当性が学説において疑問視されるようになった頃、精神障害者を事実上監督する者ないし監督するべき者について、どのような基準で法定の監督義

務者に準ずべき者と判断するかを正面から取り上げ、「第一に精神障害者との関係で家族共同体の統率者たるべき立場及び続柄であること、第二に監督者とされる者が現実に行使し得る権威と勢力を持っていること、第三に精神障害者の病状が他人に害を与える危険性があるため保護監督権を行使しなければならない状況であったこと」を挙げる学説が現れた<sup>34</sup>。この学説に対しては正当化の根拠が不明であり、精神障害者の扶養義務者や、精神障害者の生活の面倒をみている者が監督義務者として責任を負うか否かについては、法定の監督義務者に責任を負担させることとした根拠に照らして、個別的に判断していくほかないとも指摘されている<sup>35</sup>。そこで、次項では、この点を巡る議論を確認する。

## 3 法定の監督義務者責任の正当化根拠

民法714条は、ゲルマン法流の家族団体に属する者の違法な行為についての家長の絶対的責任をローマ法の個人主義的責任と調和されるように修正したものであると説明される<sup>36</sup>。そして、その責任の根拠は、家族の特殊性<sup>37</sup>や、人的危険源の継続的な管理者としての一種の危険責任<sup>38</sup>に求められてきた。近時は、核家族化など家族関係の変容を背景として、後者の立場が有力化している<sup>39</sup>。しかし、責任能力を欠く未成年者や精神障害者が他人の法益を侵害する危険性が特別に高いとはいえないことから、監督義務者の責任を「本来であれば直接の加害者が責任を負うべきところ、責任主体が間接的・付随的にそれを担保（保証）する」という間接責任的代位責任と捉え、間接責任的代位責任の正当化根拠として家族の特殊性を捉え直すことも主張されている<sup>40</sup>。

## VI 判旨の評価

### 1 法定の監督義務者該当性

#### 1) 保護（義務）者

学説上も、自傷他害防止監督義務が保護（義

務)者の法定の監督義務者該当性の根拠であるとの理解は一般的であり、その自傷他害防止監督義務が廃止された以上は、保護者はもはや法定の監督義務者に該当しないと解釈は素直といえよう。また、自傷他害防止監督義務が廃止された理由が、医療を受けさせること以外に保護者には手段がないのに、それ以上の義務を課すことは保護者に過度の負担をかけることになる、すなわち、医療を受けさせる義務以上の義務は課さないという趣旨であることから、この解釈は支持できる。さらに、精神病患者監護法の立法時点では、民法は「財産の保護」を定めるが「患者自身の保護」を定める法律がないために、行政上の取締法規が別途必要と考えられていたこと<sup>41</sup>、つまり、監督を含めた精神障害者の保護は、民法の外で規定されることが当初から予定されていたことも正当化の根拠として挙げることができる。

## 2) 後見人

後見人については、法定の監督義務者に該当しない理由が保護者ほどには明確ではない。確かに、身上配慮義務は、後見人に対して本人の身上を監護する義務を負わせるものではないというのが通説的な見解である<sup>42</sup>。しかし、療養看護義務を定めた民法旧 858 条も、財産の管理、処分の指針を示す趣旨の規定であったことが指摘されている<sup>43</sup>。そうすると、後見人が法定の監督義務者に該当するとされていたのはなぜか。それは、療養看護義務ではなく、民法旧 840 条では配偶者が自動的に後見人に就任するとされていたように、後見制度が家族関係の特殊性に関わる性質を有していることに求められる<sup>44</sup>。そして、平成 11 年の民法改正により、民法 840 条が削除され、法人が後見人になり得るとされた(民法 843 条 4 項)ことで、家族関係の特殊性は大幅に失われ<sup>45</sup>、後見人が法定の監督義務者に該当しなくなったと理解することになる。したがって、後見人の法定監督義務者

該当性に関する本判決の結論は、首肯しうがその説明には不足があるといえよう。

## 3) 配偶者

本判決は、主として、夫婦間の同居・協力・扶助義務(民法 752 条)が第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではないことを挙げて、配偶者の法定の監督義務者該当性を否定する。しかし、親権者についても、子の利益のために子を監督保護する義務が定められているだけであり(民法 820 条)、第三者に対して監督義務を負っているとは条文上は直ちに解することはできない。それにも関わらず、親権者が法定の監督義務者に該当することは当然とされている。そうであるならば、夫婦間の協力・扶助義務に監督義務が含まれるとすることも、不可能というわけではない。この点につき、可塑性のある未成年者の親権者と、説得や抑制もままならない成年の精神障害者の配偶者を同列に論ずることは無理があるとの指摘もある<sup>46</sup>。一般的にはこのようにいえるとしても、たとえば未成年の精神障害者のように可塑性の有無が監督義務の決め手にならない場合もある。むしろ、配偶者の法定監督義務者該当性が否定されるのは、同居・協力・扶助義務を定める民法 752 条が、婚姻の独立および夫婦の平等、協力、扶助という婚姻関係の基本原則を示すものであることに求めるべきであろう<sup>47</sup>。すなわち、夫婦は対等な関係であることから、指導を前提とする監督義務を導き出すことはできないということである。このことは、たとえ一方配偶者が精神病にり患したとしても、民法 752 条が憲法 24 条の理想に従った規定である以上は、夫婦が対等であるという前提を崩すことはできない。

## 2 法定の監督義務者に準ずべき者

本判決は、法定の監督義務者に該当しない者であっても、監督を現に行いその態様が単なる

事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、民法714条1項が類推適用されるべきであるとする。その上で、法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきであるとする。

本判決は、考慮要素を列挙するなどして、一見すると法定の監督義務者に準ずべき者に該当する範囲を絞っているようである。しかし、本件事案へのあてはめをみると、Y1については要介護1であったことから監督することが現実的に可能な状況にあったとはいえない、Y2については、20年以上も別居しており、月に3回程度A宅を訪ねていたに過ぎないことから、監督することが可能な状況にあったとはいえないとしている。つまり、監督が現実的に可能であったか否かのみを問題としているようにも思える。そうだとすると、健康な近親者が同居して介護を行っていた場合には、法定の監督義務者に準ずべき者と認定されることにならなう。したがって、本判決は、法定の監督義務者に該当しない者に民法714条責任を比較的容易に認めるものと評価し得る。

しかも、従来判例及び裁判例では、近親者が法定の監督義務者に準ずべき者に当たるかが争われており、そこで示された判断基準のいくつかは法定の監督義務者に準ずべき者は近親者に限定されることを明らかにしていたにもかかわらず、本判決は明示的には近親者に限定していない。木内補足意見が指摘するように第三者が

後見人に就任する割合が6割を超えている状況に照らせば、近親者に限定しないことにも一理ある。しかし、その当否については検討を要するものの、民法714条が家族の特殊性に根拠がある規定であることを考えるならば、同条の責任を問われる法定の監督義務者に準ずべき者もなお近親者に限定されるべきである。それゆえに、挙げられている考慮要素のうち「精神障害者との親族関係の有無・濃淡」に重きを置くべきである。

それでもなお、介護に熱心な近親者ほど監督義務を課される可能性が高まり、妥当性を欠く恐れがある。この点については、民法714条1項ただし書きの免責を認めることによって対処するほかない。精神障害者を包摂する社会の実現を目指して法改正が重ねられている状況下で、いくら有効であるとしても社会からの排除に繋がる閉じ込めや拘束を監督手段として要請することはできない。それ故に、閉じ込めや拘束以外の有効な監督手段がないときには、それらの手段を講じていなくとも監督義務の懈怠は問われない、すなわち、免責が認められるべきである。

## VII 判旨の射程

本件は、認知症の高齢者が線路に立ち入りJR東海という大企業に財産的な損害を与えたという事案である。そこで、責任無能力の精神障害者が他害を行った場合にも、本判決の射程が及ぶかが問題となる。本判決は、精神障害者を監督すべき法定の義務の有無、監督義務の引受けの有無に着目するものであり、精神障害者がどのような損害を惹起したのか、被害者が誰かは考慮されていない。したがって、他害事案にも射程が及ぶことになるとと思われる。

1) 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（概要）」1頁（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/>

nop1-2\_3.pdf）〔2016年9月30日確認〕。

2) 本判決の解説及び評釈として、米村滋人「認知症最高裁判決の問題点」WEBRONZA（<http://webronza.asahi.com/national/articles/2016030800001>）。

- html [2016年9月30日確認]、吉村良一「認知症高齢者鉄道事故最高裁判決を読み解く」WEBRONZA (<http://webronza.asahi.com/national/articles/2016030900001.html>) [2016年9月30日確認]、菊池馨実・週刊社会保障 2868号32頁、青野博之・新・判例解説 Watch 民法(財産法) No.108 (文献番号 z 18817009-00-031081334)、安達敏男=吉川樹士・戸籍時報 738号50頁、窪田充見・ジュリスト 1491号62頁、増田雅暢・週刊社会保障 2869号34頁、村重慶一・戸籍時報 740号86頁、廣峰正子・金判 1493号2頁、米村滋人・法教 429号50頁、黒田美亜紀・明治学院大学法律科学研究所年報 32号251頁、山地修・ジュリスト 1495号99頁、山地修・ひろば 69巻7号59頁、久保野恵美子・法教 431号140頁、松尾弘・法セ 739号118頁、河津博史・銀行法務 21 804号70頁、久須本かおり・愛知大学法学部法経論集 208号189頁などがある。
- 3) 精神障害者をめぐる法律の変遷については、大谷實『新版精神保健福祉法講義〔第2版〕』(成文堂、2014年)15-22頁に主に依っている。
  - 4) 久保野恵美子「精神障害者と家族―保護者制度と成年後見」水野紀子編『社会法制・家族法制における国家の介入』(有斐閣、2013年)138頁。
  - 5) 窪田充見「成年後見人等の責任―要保護者の不法行為に伴う成年後見人等の責任の検討を中心に―」水野紀子=窪田充見編『財産管理の理論と実務』(日本加除出版、2015年)93頁。
  - 6) 公衆衛生審議会精神保健福祉部会精神保健福祉法に関する専門委員会「精神保健福祉法に関する専門委員会報告書」([http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s9809/s0907-2\\_9.html](http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s9809/s0907-2_9.html)) [2016年9月29日確認]。もっとも、専門委員会における議論については、不法行為法上の議論を正確に踏まえてはいない(窪田・前掲注5)責任96頁)、議論が煮詰まらないまま自傷他害防止監督義務の廃止が決まったのではない(辻伸行「自傷他害防止監督義務の廃止と保護者の損害賠償責任」町野朔ほか編『触法精神障害者の処遇(増補版)』(信山社、2006年)67頁)との指摘がなされている。
  - 7) 平成22年6月29日閣議決定 ([http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s\\_kaigi/k\\_16/pdf/ref.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_16/pdf/ref.pdf)) [2016年9月29日確認]。
  - 8) 厚生労働省「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の概要」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/183-33.pdf>) [2016年9月29日確認]。
  - 9) 統合失調症で被害妄想のあるAが、かつての勤務先の代表取締役であるBを刺殺した事件である。Aは、本件事以前に、Bに対して暴行を働いたことがあり、Aは一人暮らしであった。保護者であるAの父の責任が問われ、仙台地裁はこれを肯定した。
  - 10) 本判決の原審は、Aの配偶者であるY1は法定の監督義務者に該当するとしているが、精神保健福祉法の保護者制度の趣旨を援用しているものの、その根拠は民法752条に求めるものである。
  - 11) 心神喪失の状態で殺人を犯した加害者の両親の責任が問われた事案である。
  - 12) 自閉症を有する加害者が暴行を加えた事件で、両親の責任が問われた事案である。
  - 13) 重度の知的障害者が福祉施設の職員に暴行を加えた事件で、両親の責任が問われた事案である。判決は平成27年に下されているが、事件は自傷他害防止義務廃止後で保護者制度廃止前の平成23年に発生した。
  - 14) 朝日新聞 2015年8月23日朝刊34頁。
  - 15) 「訴えられた妻の介護日記」中央公論 1595号27頁(2016年)。
  - 16) 監督義務者に準ずべき者に関する判例及び裁判例の概要については、宮下修一「認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方―『JR東海列車事故第一審判決』がもたらすもの―」静岡大学法政研究 18巻3・4号552-547頁(2014年)及び久須本かおり「認知症の人による他害行為と民法714条責任、成年後見制度」愛知大学法学部法経論集 203号130-140頁(2015年)参照。
  - 17) 飯塚和之『民事責任の諸相と司法判断』(尚学社、2012年)264頁(初出:「精神障害者の加害行為に対する監督義務者の責任に関する一考察―監督義務者概念を中心に」小林三衛先生退官記念論文集刊行委員会編『現代財産権論の課題』(敬文堂、1988年)141頁)。
  - 18) 飯塚・前掲注17)266頁。
  - 19) この判決は、「①監督者とされる者が精神障害者との関係で家族の統率者たるべき立場及び統柄であることのほか、②監督者とされる者が現実に行使し得る権威と勢力を持ち、保護監督を行える可能性があること、③精神障害者の病状が他人に害を与える危険性があるものであるため、保護すべき具体的な必要性があり、かつ、その必要性を認識し得たことが必要である」とする。この基準は③が若干異なるものの、山田知司「精神障害者の第三者に対する殺傷行為」山口和男編『現代民事裁判の課題⑦〔損害賠償〕』(新日本法規、1989年)492頁において提唱されていたものとほぼ同じである。なお、控訴審においてもこの基準は維持されている。
  - 20) 飯塚・前掲注17)258、260頁。
  - 21) 吉本俊雄「保護義務者の精神障害者に対する監督責任」判タ 599号9頁(1986年)。
  - 22) 飯塚・前掲注17)271、272頁。
  - 23) 辻・前掲注6)71、72頁。
  - 24) 窪田充見『不法行為法』(有斐閣、2007年)176頁、潮見佳男『不法行為法I(第2版)』(信山社、2009年)421、422頁。
  - 25) 米村・前掲注2)54頁。
  - 26) 加藤一郎『不法行為〔増補版〕』(有斐閣、1974年)161頁、四宮和夫『不法行為』(青林書院、1990年)678頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』(弘文堂、

- 1992年) 219頁。
- 27) 窪田・前掲注24) 不法行為 176頁、潮見・前掲注24) 420頁、吉村良一『不法行為法(第4版)』(有斐閣、2010年) 198頁。
- 28) 久保野恵美子「法定監督義務者の意味」論究ジュリスト16号34頁(2016年)。
- 29) 前田太郎「(原審)判批」新・判例解説 Watch15号86頁(2014年)、犬伏由子「(原審)判批」リマックス50号37頁(2015年)、前田陽一「(原審)判批」論究ジュリスト16号23頁(2016年)。
- 30) 大澤逸平「責任無能力者の行為に起因する損害の『帰責』と『分配』」専修ロージャーナル10号99、100頁(2014年)、米村滋人「(原審)判批」判時2256号120頁(2015年)、窪田充見「成年後見人等の責任—要保護者の不法行為に伴う成年後見人等の責任の検討を中心に—」水野紀子=窪田充見編『財産法の理論と実務』(日本加除出版、2015年)108、109頁。
- 31) 我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1937年)160頁。
- 32) 加藤・前掲注26) 162頁。
- 33) 四宮・前掲注26) 679頁。
- 34) 山田・前掲注19) 492頁。
- 35) 潮見・前掲注24) 422頁。
- 36) 我妻・前掲注31) 155、156頁。
- 37) 加藤・前掲注26) 159頁、平井・前掲注26) 214頁。
- 38) 四宮・前掲注26) 670頁。
- 39) 潮見・前掲注24) 422、423頁。久保野・前掲注28) 意味35、36頁参照。
- 40) 中原太郎「過失責任と無過失責任—無過失責任論に関する現状分析と理論的整序の試み」別冊NBL155号(不法行為法の立法課題)47、48頁(2015年)。
- 41) 久保野・前掲注4) 家族141頁。
- 42) 久保野・前掲注28) 意味34頁。
- 43) 久保野・前掲注4) 家族142頁。
- 44) 久保野・前掲注28) 意味34頁。
- 45) 久保野・前掲注28) 意味34頁。
- 46) 前田(陽)・前掲注29) 23、24頁。
- 47) 青山道夫=有地亨編『新版注釈民法(21)』(有斐閣、1989年)358頁〔黒木三郎〕。

(青森中央学院大学 経営法学部 准教授 まるやま よしひろ)